



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

859	大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
860	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(").....	1
861	県営土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課).....	2
862	林業種苗生産事業者講習会の実施	(森林整備課).....	3
863	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
864	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

○ 選挙管理委員会告示

*58	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	4
-----	--	-------	---

○ 監査公表

	監査公表第22号	4
	監査公表第23号	8

告 示

和歌山県告示第859号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年9月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字河久保1861番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和6年和歌山県告示第443号

3 意見の概要

西側町道は幅員が狭く、周辺に民家があるため、建設工事に係る工事車両については、なるべく国道側から出入りされたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県有田振興局地域づくり部地域づくり課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)

湯浅町ふるさと振興課(有田郡湯浅町湯浅1982)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年9月13日から同年10月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第860号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年9月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤショッピングセンター和歌山
和歌山県和歌山市新生町7番20号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和6年和歌山県告示第444号
- 3 意見の概要
産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管されたい。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和6年9月13日から同年10月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業尼寺地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年9月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類
県営中山間総合整備事業尼寺地区の変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年9月17日から同年10月16日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第862号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和6年9月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 開催日時 令和6年10月25日（金）午前10時から午後5時まで

2 開催場所

- (1) 講義 和歌山県農林大学校林業研修部小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
- (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川300-12）

3 講習科目

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,310円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に令和6年10月11日（金）までに申し込むこと。

5 その他

(1) 申込書の用紙は、林務課で配布する。

なお、申込書の様式は、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：1,833円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字江川字岡ノ段1335番3地先から同町大字江川字管谷1809番1地先まで	旧	9.18 } 22.99	190.70	宮上橋 L=22.50
同上	新	11.58 } 24.68	190.70	宮上橋 宮上橋歩道橋 L=22.50 L=23.10

和歌山県告示第864号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年9月13日

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3670	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字八丁2248番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 榎山誠一	令和 6. 8. 29	6.00	76.09

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年9月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

社会福祉法人光誠会特別養護老人ホーム 天 佳 苑	橋本市隅田町霜草797番地の31	を
地域密着型特定施設 はるすの郷・神野々	橋本市神野々1083-1	
社会福祉法人光誠会特別養護老人ホーム 天 佳 苑	橋本市隅田町霜草797番地の31	に、
社会福祉法人真寿会 真寿苑サテライトぬるみ川	田辺市中辺路町温川393番地	を
新宮市立養護老人ホーム 寿 楽 荘	新宮市木ノ川279番地の1	
社会福祉法人真寿会 真寿苑サテライトぬるみ川	田辺市中辺路町温川393番地	に改める。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準(令和2年和歌山県監査公表第10号)に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和6年8月19日
総務部	〃
危機管理部	〃
企画部	令和6年8月22日
地域振興部	〃
環境生活部	令和6年8月21日
共生社会推進部	令和6年8月20日
福祉保健部	〃
商工労働部	〃
農林水産部	令和6年8月19日
県土整備部	令和6年8月21日
会計局	〃
県議会事務局	令和6年8月20日
人事委員会	令和6年8月19日
労働委員会	令和6年8月20日
選挙管理委員会	令和6年8月19日
監査委員	令和6年8月22日
教育委員会	令和6年8月19日
公安委員会	令和6年8月21日
海区漁業調整委員会	令和6年8月19日
内水面漁場管理委員会	〃
収用委員会	令和6年8月21日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

総務部
ア 税務課

(ア) 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の改正漏れにより、自動車税種別割が課税誤りとなり、納税者に還付する事例が発生したので、今後このようなことのないよう和歌山県税条例の改正に十分留意して再発防止に努められたい。

(2) 注意事項

総務部
ア 財政課

(ア) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表について、決裁がなされていないので、適正に処

理されたい。

イ 税務課

(ア) 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 市町村課

(ア) ETCカードの貸出及び返却に際して、担当者、管理者及び使用者が、ETCカードの確認を怠ったこと、また、ETCカードの使用料の支払に際して請求内容と使用簿の確認を怠ったことにより、長期間にわたり県名義のETCカードと職員名義のETCカードが入れ替わり、誤使用していた事例があったので、適正に処理されたい。

エ 管財課

(ア) 廃川敷地において、第三者の建物等が存在しているにもかかわらず、その経緯が不明な事例があったので、速やかに調査するとともに、今後はこのようなことのないよう、常に廃道敷地等の現状を的確に把握し、適正に処理されたい。

(イ) 廃道敷地等のうち、地籍調査等により判明した測量誤差等について、令和5年度末に公有財産台帳から30件削除しているが、当該地籍調査等の半数以上は、5年以上前に実施されていた。

今後はこのようなことのないよう、常に廃道敷地等の現状を的確に把握し、適正に管理されたい。

企画部

ア 国際課

(ア) 山東省内政府職員研修補助金について、額の確定がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ スポーツ課

(ア) 常時の資金前渡において、使用料及び賃借料として交付を受けた資金で、燃料費を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 貸地料の使用許可において、誤った使用許可書の発出後、正しい使用許可書の再交付に際し、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛の会議室について、使用する団体ごとの使用料を明示せず使用を許可していたので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 脱炭素政策課

(ア) 郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

共生社会推進部

ア 人権施策推進課

(ア) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 社会福祉課

(ア) 報償費の支出において、個人に対する源泉徴収がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 健康推進課

(ア) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表について、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 指定管理者に対する備品の貸与について、物品貸付調書による決定をしていなかったため、適

正に処理されたい。

商工労働部

ア 企業振興課

(ア) 受講料等において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 畜産試験場

(ア) 修繕料の支出負担行為において、出納機関の合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 毒物及び劇物の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 定期的に保管量の確認を行わず、管理簿にも記録していなかった。

b 四半期ごとに表示、設備や管理状況に関して点検を実施せず、点検結果表にも記録していなかった。

ウ 水産試験場

(ア) 火災保険料の支出負担行為において、出納機関及び管財課への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 食品流通課

(ア) 昨年度に引き続き、前金払において、確認が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 畜産課

(ア) 昨年度に引き続き、前金払において、確認が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

カ 林業振興課

(ア) 公用車の車検に係る諸費用の支払を遅延し、業者が立替払している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったので、適正に処理されたい。

キ 森林整備課

(ア) 行政財産貸地料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 技術調査課

(ア) 物品売払収入において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 河川課

(ア) 河川敷地の不法占用については、令和5年度末で9件あることから、引き続き不法占有者に対して厳正に対処されたい。

また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。

また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められた

い。

ウ 公共建築課

(ア) 郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 港湾空港振興課

(ア) 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）維持運営管理委託業務について、協定書に定められている利用規則等の制定に係る承認の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 指定管理者に対する備品の貸与において、物品貸付調書による決定をしていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 港湾漁港整備課

(ア) 備品購入費において、支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

会計局

ア 会計課

(ア) 支出負担行為において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 総務事務集中課

(ア) 単価契約物品に係る支出票を紛失していた事例があったので、今後このようなことがないように公文書の適正な管理・保管に努められたい。

県議会事務局

(ア) 和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務の入札保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 総務課

(ア) 建設工事請負契約において、契約保証のための履行保証保険等の保険証券の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

(ア) 委託料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人

和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の着眼点

(1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。

(2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。

(4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和6年7月30日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

医療費の患者自己負担分について、納期限から2か月を経過した後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。